

報道機関各位



令和7年(2025年)10月15日(水) 15時00分 配付

項目	オホーツク総合振興局海外悪性伝染病警戒本部幹事会の開催について	
配付資料	幹事会設置要領	
内容及び報道に当たってのお願い	<p>オホーツク総合振興局では、高病原性鳥インフルエンザ等海外悪性伝染病への危機意識の共有及び発生時の対応の確認を行い、発生時に迅速な防疫措置を講じるため、次のとおり「オホーツク総合振興局海外悪性伝染病警戒本部幹事会」を開催します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時 令和7年(2025年)10月20日(月) 14:00~15:00</p> <p>2 場所 オホーツク合同庁舎 3階講堂</p> <p>3 出席者 オホーツク総合振興局海外悪性伝染病警戒本部幹事会 構成員</p> <p>4 議題</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 野鳥の高病原性鳥インフルエンザについて(2) 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザへの対応について(3) 豚熱(CSF)・アフリカ豚熱(ASF)への対応について(4) 海外悪性伝染病発生時の対応について(5) その他	
担当窓口	北海道オホーツク総合振興局 産業振興部 農務課長 塚田 康貴 直通電話 0152-41-0660 内線 2700	

オホーツク総合振興局海外悪性伝染病警戒本部幹事会設置要領

(平成22年 5月21日制定)
(平成22年 6月 9日改正)
(平成23年 4月 1日改正)
(平成24年 4月 2日改正)
(平成24年11月 2日改正)
(平成25年 4月22日改正)
(平成28年10月12日改正)
(平成29年10月25日改正)
(平成31年 4月24日改正)
(令和 3年 4月20日改正)
(令和 5年 4月27日改正)
(令和 6年 9月30日改正)

1 趣 旨

畜産経営等に大きな影響を与える急性で多発性の家畜伝染病について、危機管理体制の確立に万全を期するため、「オホーツク総合振興局海外悪性伝染病警戒本部幹事会」を設置して連絡体制等を確立する。

2 組 織

幹事会の構成は別表のとおりとし、必要に応じて幹事長が招集する。

3 附議事項

幹事会に附議する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 管内における家畜伝染病発生時の関係機関等の連絡体制に関する事
- (2) 家畜衛生に関する事
- (3) 畜産物の流通・消費及び関連対策に関する事
- (4) 情報の収集に関する事
- (5) 広報に関する事
- (6) 野生動物等（偶蹄類、鳥類等）の監視等に関する事
- (7) その他必要な事項

4 庶 務

幹事会の庶務は、産業振興部農務課において処理する。

5 雑 則

この要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

別表

オホーツク総合振興局海外悪性伝染病警戒本部幹事会 構成員

(令和6年9月30日)

機 関 名	部 局 名	職 名	備 考
オホーツク総合振興局		副局長	幹事長
	産業振興部	部 長	
	総務課	課 長	
	地域創生部 地域政策課	課 長	
	地域創生部危機対策室	主 幹	
	保健環境部 社会福祉課	課 長	
	保健環境部 環境生活課	課 長	
		主 幹	
	産業振興部 商工労働観光課	課 長	
	産業振興部 調整課	課 長	
	産業振興部 整備課	課 長	
		主 幹	
	産業振興部 林務課	課 長	
	産業振興部 水産課	課 長	
	保健環境部 企画総務課	課 長	
	保健行政室 健康推進課	課 長	
		課 長	
	保健環境部 企画総務課	課 長	
		課 長	
	北見地域保健室 健康推進課	課 長	
課 長			
課 長			
保健環境部 企画総務課	課 長		
	課 長		
	課 長		
紋別地域保健室 健康推進課	課 長		
	課 長		
	課 長		
保健環境部 企画総務課	課 長		
	課 長		
	課 長		
網走建設管理部 維持管理課	課 長		
網走家畜保健衛生所		次 長	
網走農業改良普及センター		次 長	
東藻琴食肉衛生検査所	指導課	課 長	
オホーツク教育局	企画総務課	課 長	
北見農業試験場		研究部長	
北海道警察北見方面本部	警備課	課 長	
オホーツク総合振興局	産業振興部 農務課	課 長	(事務局)

オブザーバー

機 関 名	部 局 名	職 名	備 考
北海道開発局	網走開発建設部	防災課長	
北海道農政事務所	消費・安全部畜水産安全管理課牛トレサ(生産)チーム	総括広域監視官	
陸上自衛隊北部方面隊第2師団	第25普通科連隊		
陸上自衛隊北部方面隊第5旅団	第6即応機動連隊		